

○呉市職員安全衛生管理規則

平成5年3月29日規則第18号

改正

平成6年11月28日規則第53号

平成9年3月27日規則第26号

平成9年5月6日規則第46号

平成10年8月27日規則第50号

平成11年3月30日規則第7号

平成12年6月15日規則第38号

平成13年3月29日規則第21号

平成14年3月26日規則第13号

平成15年3月7日規則第10号

平成15年3月31日規則第29号

平成16年3月31日規則第15号

平成17年3月31日規則第54号

平成18年3月30日規則第10号

平成19年6月15日規則第39号

平成19年9月28日規則第49号

平成20年3月31日規則第37号

平成21年4月30日規則第23号

平成24年3月30日規則第23号

呉市職員安全衛生管理規則

呉市職員安全衛生管理規則（昭和48年呉市規則第39号）の全部を改正する。

目次

第1章 総則（第1条—第4条）

第2章 安全衛生管理体制（第5条—第11条）

第3章 安全衛生委員会等（第12条—第21条）

第4章 安全管理及び安全衛生教育（第22条—第24条）

第5章 衛生管理（第25条—第38条）

第6章 雜則（第39条—第42条）

付則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「法」という。）の規定に基づき、職員の安全及び衛生を確保し、快適な職場環境の形成を促進するため必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 任命権者 市長、議会の議長、教育委員会、選挙管理委員会、代表監査委員及び農業委員会をいう。

(2) 職員 呉市職員定数条例（昭和24年呉市条例第70号）第1条に規定する職員（水道企業管理者の事務部局の職員を除く。）及び再任用職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。）をいう。

(3) 学校給食事業場 各学校の給食調理場及び各学校給食共同調理場を総括して一つの事業場としたものをいう。

(所属長の責務)

第3条 所属長（課長及びこれに準ずる者をいう。以下同じ。）は、常に所属職員の安全及び衛生に配慮し、健康の保持増進及び快適な職場環境の形成のために必要な措置を講じなければならない。

2 所属長は、次章の規定により置かれる総括安全衛生管理者、副総括安全衛生管理者、安全管理者、衛生管理者及び産業医から職員の安全及び衛生について指示があったときは、適切な措置を講じなければならない。

(職員の責務)

第4条 職員は、常に自己管理を図り、最良の健康状態を保持するとともに、快適な職場環境の形成に努めなければならない。

2 職員は、所属長及び次章の規定により置かれる総括安全衛生管理者等の行う安全衛生管理上の措置及び指導に従い、又は協力しなければならない。

第2章 安全衛生管理体制

(総括安全衛生管理者)

第5条 別表第1の左欄に掲げる事業場に同表の中欄に掲げる名称の総括安全衛生管理者を置き、同表の右欄に掲げる職にある者をもって充てる。

2 総括安全衛生管理者は、当該事業場において、安全管理者、衛生管理者、安全衛生推進者、作業主任者及び所属長を指揮し、次に掲げる業務を総括管理する。

- (1) 職員の危険又は健康障害を防止するための措置に関すること。
- (2) 職員の安全又は衛生のための教育の実施に関すること。
- (3) 健康診断の実施その他健康の保持増進のための措置に関すること。
- (4) 公務災害の原因の調査及び再発防止対策に関すること。
- (5) 安全衛生に関する方針の表明に関すること。
- (6) 法第28条の2第1項に規定する危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講じる措置に関すること。
- (7) 安全衛生に関する計画の作成、実施、評価及び改善に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、労働災害を防止するため必要な業務

(副総括安全衛生管理者)

第6条 別表第1の左欄に掲げる事業場に副総括安全衛生管理者を1名置く。

2 副総括安全衛生管理者は、総括安全衛生管理者を補佐し、総括安全衛生管理者に事故があるときはその職務を代行し、総括安全衛生管理者が欠けたときはその職務を行う。

3 副総括安全衛生管理者は、総括安全衛生管理者が指名する。

(安全管理者)

第7条 別表第2の左欄に掲げる事業場に安全管理者を置き、同表の中欄に掲げる職にある者をもって充てる。

2 安全管理者は、当該事業場における法第10条第1項各号に掲げる業務のうち安全に係る技術的事項及び職員の安全管理について総括安全衛生管理者が必要と認め、指示する事項を行う。

3 安全管理者は、事業場を巡視し、設備、作業方法等に危険のおそれがあるときは、直ちに、その危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

(衛生管理者)

第8条 別表第2の左欄に掲げる事業場に同表の右欄に掲げる数の衛生管理者を置く。

2 衛生管理者は、当該事業場における法第10条第1項各号に掲げる業務のうち衛生に係る技術的事項及び職員の衛生管理について総括安全衛生管理者が必要と認め、指示する事項を行う。

3 衛生管理者は、事業場を巡視し、設備、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、

直ちに、職員の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

- 4 衛生管理者は、衛生管理者の資格を有する職員のうちから任命権者が任命する。
- 5 前項の規定により衛生管理者を任命することができないやむを得ない事情がある場合には、1年間に限り特定の者を任命権者が任命する。

(安全衛生推進者)

第9条 法第12条の2の規定により、任命権者が定める事業場に安全衛生推進者を置く。

- 2 安全衛生推進者は、総括安全衛生管理者及び所属長の指示に従い、当該事業場における法第10条第1項各号に掲げる業務を行う。
- 3 安全衛生推進者は、当該事業場に所属する職員のうちから、所属長が指名する。

(産業医)

第10条 別表第3の左欄に掲げる事業場に同表の右欄に掲げる名称の産業医を置く。

- 2 産業医は、当該事業場における労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「省令」という。）第14条第1項及び第3項に規定する事項を行う。
- 3 産業医は、事業場を巡視し、作業方法又は衛生状態に有害なおそれがあるときは、職員の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。
- 4 産業医は、任命権者が任命する。

(作業主任者)

第11条 別表第4に掲げる作業区分に応じて、作業主任者を置く。

- 2 作業主任者は、当該作業主任者に係る省令で定める事項を行う。
- 3 作業主任者は、当該作業に従事する職員のうちから、所属長が指名する。

第3章 安全衛生委員会等

(安全衛生委員会の設置)

第12条 別表第5の左欄に掲げる事業場ごとに、同表の右欄に掲げる名称の安全衛生委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、当該事業場において、次に掲げる事項について調査、審議等を行う。
 - (1) 職員の危険及び健康障害を防止するための基本となるべき対策に関すること。
 - (2) 職員の健康の保持増進を図るための基本となるべき対策に関すること。
 - (3) 公務災害の原因の調査及び再発防止対策に関すること。
 - (4) 職員の安全、衛生教育の実施計画に関すること。
 - (5) 健康診断の結果及びその結果に対する対策の樹立に関すること。

(6) 職員の健康の保持増進に必要な措置の実施計画の作成に関すること。

(7) 前各号に掲げるもののほか、安全衛生上必要な事項

(委員会の組織)

第13条 委員会は、次に掲げる委員11人以内（呉市福祉保健事業場安全衛生委員会にあっては、17人以内）をもって構成する。

(1) 当該事業場における総括安全衛生管理者

(2) 当該事業場における副総括安全衛生管理者

(3) 当該事業場における産業医

(4) 当該事業場における安全管理者

(5) 総括安全衛生管理者の指名した衛生管理者

(6) 職員で安全衛生に関して経験を有するものから、任命権者が指名した者

2 前項に規定する委員のうち、第1号の者である委員を除く委員の半数については、職員団体が推薦した者とする。

3 委員会に委員長及び副委員長を置く。

4 委員長は総括安全衛生管理者をもって充て、副委員長は副総括安全衛生管理者をもって充てる。

5 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

(委員会の委員の任期)

第14条 委員の任期は、2年とする。

2 前項の委員の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 前3項の規定にかかわらず、委員が当該事業場を離れたときは、当該委員の職を解任されたものとする。

(委員会の会議)

第15条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員会は、必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(委員会の報告)

第16条 委員長は、委員会で調査、審議した事項を第18条に規定する呉市安全衛生会議の議長に報告しなければならない。

(委員会の運営)

第17条 第12条から前条までに定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

(安全衛生会議の設置)

第18条 職員の安全衛生について総合的に検討するとともに、委員会の活動を調整するため、呉市安全衛生会議（以下「安全衛生会議」という。）を置く。

2 安全衛生会議の調査、審議事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 委員会に関すること。
- (2) 安全衛生計画の策定に関すること。
- (3) その他安全衛生上必要な事項

(安全衛生会議の組織)

第19条 安全衛生会議は、次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 呉市事業場総括安全衛生管理者
 - (2) 委員会の委員のうちから市長が任命した者 8人
 - (3) 委員会の委員のうちから職員団体の推薦に基づき、市長が任命した者 8人
- 2 安全衛生会議の委員の任期は、委員会の委員の任期とする。
- 3 安全衛生会議に議長及び副議長を置く。
- 4 議長は呉市事業場総括安全衛生管理者をもって充て、副議長は議長が指名する。
- 5 議長は、会務を総理する。
- 6 議長に事故があるとき又は欠けたときは、副議長がその職務を代理する。

(安全衛生会議の会議)

第20条 安全衛生会議の会議は、議長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の2分の1以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 議長は、必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(安全衛生会議の運営)

第21条 第18条から前条までに定めるもののほか、安全衛生会議の運営に関し必要な事項は、安全衛生会議が定める。

第4章 安全管理及び安全衛生教育

(公務災害の防止)

第22条 任命権者は、職員の作業行動、有害物質又は設備若しくは器具から生じる公務災害を防止するため、必要な措置を講じるとともに、職員の安全管理について十分に配慮しなければならない。

(安全衛生教育)

第23条 任命権者は、職員を採用したときは、当該職員に対し省令で定めるところにより、その従事する業務に関する安全又は衛生のための教育を行わなければならない。

2 前項の規定は、職員の作業内容を変更したときについて準用する。

(安全管理者等に対する教育等)

第24条 任命権者は、事業場における安全衛生の水準の向上を図るため、安全管理者、衛生管理者、安全衛生推進者、作業主任者その他公務災害の防止のための業務に従事する者に対し、これらの者が従事する業務に関する能力の向上を図るための教育、講習等を行わなければならない。

第5章 衛生管理

(健康診断の実施)

第25条 総括安全衛生管理者は、職員の健康診断を実施しなければならない。

2 総括安全衛生管理者は、健康診断を実施する際、衛生管理者その他産業医が適當と認める者に健康診断についての事務を補助させることができる。

3 健康診断の実施等に関する必要な事項は、総括安全衛生管理者が別に定める。

(健康診断の分類)

第26条 健康診断は、定期健康診断、随時健康診断及び採用時健康診断とする。

2 定期健康診断は、一般定期健康診断及び特定業務健康診断とする。

(一般定期健康診断)

第27条 一般定期健康診断は、すべての職員について毎年1回以上、定期に実施する。

2 一般定期健康診断は、省令第44条及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成10年厚生省令第99号）第27条の2第1項に規定する方法によって行うものとする。

(特定業務健康診断)

第28条 特定業務健康診断は、特定の業務に常時従事する職員に対し、別に定める検診を定期に実施する。

2 前項の特定の業務とは、おおむね省令第13条第1項第2号イからカまでに掲げる業務をいう。

3 特定業務健康診断を受ける職員の範囲は、別に定める。

(隨時健康診断)

第29条 隨時健康診断は、総括安全衛生管理者が健康診断の必要があると認める職員に対して、隨時に必要な事項について実施する。

2 隨時健康診断の実施方法及び検診の結果に基づく措置については、別に定める。

(職員採用時の健康診断)

第30条 職員の採用の際に、健康診断を実施する。

2 前項の健康診断における検診項目及び検診方法については、一般定期健康診断に準ずるものとする。

(受診義務)

第31条 職員は、指定された期日又は期間内に健康診断を受けなければならない。

2 やむを得ない理由により、指定の期日又は期間内に健康診断を受けることができない者は、総括安全衛生管理者の承認を得て、他の医療機関において健康診断を受け、その結果を証明する書類その他関係資料を総括安全衛生管理者に提出しなければならない。

3 所属長は、この規則に基づく健康診断が実施されるときは、職員に受診漏れのないように措置しなければならない。

(健康診断の免除等)

第32条 当該健康診断の対象となる項目が含まれている健康診断を受診した者が当該内容を証明する書類を別に定めるところにより総括安全衛生管理者に提出した場合には、第26条の健康診断を免除することができる。

2 当該健康診断の対象となる項目について他の医師による検診を受け、その結果を証明する書類を別に定めるところにより総括安全衛生管理者に提出した場合においては、同一項目の検診を省略することができる。

(指導区分の決定)

第33条 総括安全衛生管理者は、健康診断を行った医師が健康に異常があると認めた職員については、その医師の意見書その他関係資料を産業医に提出し、産業医は、その職員の職務内容等を考慮して、別表第6に掲げる指導区分を決定するものとする。

2 総括安全衛生管理者は、前項の規定による決定を受けたときは、当該職員の任命権者、所属長及び職員に当該決定の内容を通知するものとする。

(任命権者の事後措置)

第34条 任命権者は、前条第2項の規定により指導区分の決定の通知を受けたときは、当該職員に

ついて、その指導区分に応じ、別に定める事後措置の基準に従い、適切な措置をとるものとする。

(療養の義務)

第35条 前条の規定による措置を受けた者は、産業医又は主治医の療養指導に従い、健康回復に努めなければならない。

(健康診断の記録及び保存)

第36条 総括安全衛生管理者は、健康診断の結果、健康管理上必要と認められる事項を健康診断個人表に記録し、かつ、5年間保存しなければならない。

(復職適応作業の実施)

第37条 任命権者は、療養中の職員から申出があった場合において、その職員が復職するに際し、事前に社会適応性を高めるための措置が必要であると認めたときは、その職員に対して復職適応作業を実施する。

- 2 所属長及び職員は、前項の規定により講ずる措置に協力しなければならない。
- 3 復職適応作業の実施細目は、任命権者が別に定める。

(予防接種)

第38条 総括安全衛生管理者は、職員に対して必要に応じ、予防接種を実施する。

- 2 職員は、それぞれ指定された期日又は期間内に予防接種を受けなければならない。
- 3 予防接種の実施細目は、別に定める。

第6章 雜則

(事務分担)

第39条 この規則に定める事務の処理については、別表第7の左欄に掲げる事務に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる組織において処理するものとする。

(秘密の保持)

第40条 この規則に基づく職員の安全衛生管理業務にかかわる者は、その職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(帳票)

第41条 この規則の施行に際し必要な帳票の様式は、別に定める。

(雑則)

第42条 この規則に定めるもののほか、職員の安全衛生管理に関して必要な事項は、別に定める。

付 則

- 1 この規則は、平成5年4月1日から施行する。

2 呉市職員健康管理規則（昭和60年呉市規則第24号）は、廃止する。

付 則（平成18年3月30日規則第10号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

付 則（平成19年9月28日規則第49号）

この規則は、平成19年10月1日から施行する。

付 則（平成20年3月31日規則第37号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

付 則（平成21年4月30日規則第23号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成24年3月30日規則第23号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

別表第1（第5条、第6条関係）

総括安全衛生管理者

事業場名	名称	職
福祉保健部に属するすべての事業場	呉市福祉保健事業場 総括安全衛生管理者	福祉保健部長
環境部に属するすべての事業場（環境政策課を除く。）	呉市環境事業場 総括安全衛生管理者	環境部長
下水道部に属するすべての事業場	呉市下水道事業場 総括安全衛生管理者	下水道部長
教育委員会に属するすべての事業場（学校給食事業場及び呉高等学校を除く。）	呉市教育委員会事業場 総括安全衛生管理者	教育総務部長
学校給食事業場	呉市学校給食事業場 総括安全衛生管理者	教育総務部長
呉高等学校	呉市立呉高等学校事業場 総括安全衛生管理者	呉高等学校長
前各項に規定する事業場を除くす	呉市事業場	総務企画部長

べての事業場	総括安全衛生管理者	
--------	-----------	--

別表第2 (第7条, 第8条関係)

安全管理者及び衛生管理者

事業場名	職	衛生管理者の数
福祉保健部に属するすべての事業場	福祉保健部福祉保健課長	2人
環境部に属するすべての事業場 (環境政策課を除く。)	環境部環境業務課長	1人
下水道部に属するすべての事業場	下水道部下水施設課長	1人
教育委員会に属するすべての事業場 (学校給食事業場及び呉高等学校を除く。)	教育総務部教育総務課長	1人
学校給食事業場	教育総務部教育施設課長	1人
呉高等学校	呉高等学校事務長	1人
前各項に規定する事業場を除くすべての事業場	総務企画部総務課長	4人

別表第3 (第10条関係)

産業医

事業場名	名称
福祉保健部に属するすべての事業場	呉市福祉保健事業場 産業医
環境部に属するすべての事業場 (環境政策課を除く。)	呉市環境事業場 産業医
下水道部に属するすべての事業場	呉市下水道事業場 産業医
教育委員会に属するすべての事業場 (学校給食事業場及び呉高等学校を除く。)	呉市教育委員会事業場 産業医
学校給食事業場	呉市学校給食事業場 産業医

呉高等学校	呉市立呉高等学校事業場 産業医
前各項に規定する事業場を除くすべての事業場	呉市事業場 産業医

別表第4 (第11条関係)

作業主任者

作業区分
ボイラーの取扱いの作業
特定化学物質等の取扱いの作業
酸素欠乏危険場所における作業
特定高圧ガスの取扱いの作業
第1種圧力容器の取扱いの作業
第2種放射線の取扱いの作業

別表第5 (第12条関係)

安全衛生委員会

事業場名	名称
福祉保健部に属するすべての事業場	呉市福祉保健事業場安全衛生委員会
環境部に属するすべての事業場（環境政策 課を除く。）	呉市環境事業場安全衛生委員会
下水道部に属するすべての事業場	呉市下水道事業場安全衛生委員会
教育委員会に属するすべての事業場（学校 給食事業場及び呉高等学校を除く。）	呉市教育委員会事業場安全衛生委員会
学校給食事業場	呉市学校給食事業場安全衛生委員会
呉高等学校	呉市立呉高等学校事業場安全衛生委員会
前各項に規定する事業場を除くすべての 事業場	呉市事業場安全衛生委員会

別表第6 (第33条関係)

指導区分		
区分	内容	
生活規制の面	A	勤務を休む必要ある。
	B	勤務に制限を加える必要がある。
	C	勤務をほぼ正常に行ってよい。
	D	正常勤務を行ってよい。
医療の面	1	医師による直接の医療行為を必要とする。
	2	定期的に医師の観察指導を必要とする。
	3	医師による直接又は間接の医療を必要としない。

別表第7 (第39条関係)

事務担当組織

事業場名		担当組織
1	呉市事業場総括安全衛生管理者の所掌する事務並びに呉市福祉保健事業場総括安全衛生管理者、呉市環境事業場総括安全衛生管理者、呉市下水道事業場総括安全衛生管理者及び呉市教育委員会事業場総括安全衛生管理者の所掌する事務のうち第5条第2項第3号に掲げる事務（学校保健安全法（昭和33年法律第56号）の適用を受ける者に係る事務を除く。）並びに呉市事業場安全衛生委員会及び呉市安全衛生会議に係る事務	総務企画部 人事課
2	呉市福祉保健事業場総括安全衛生管理者の所掌する事務（第5条第2項第3号に掲げる事務を除く。）及び呉市福祉保健事業場安全衛生委員会に係る事務	福祉保健部 福祉保健課
3	呉市環境事業場総括安全衛生管理者の所掌する事務（第5条第2項第3号に掲げる事務を除く。）及び呉市環境事業場安全衛生委員会に係る事務	環境部 環境施設課
4	呉市下水道事業場総括安全衛生管理者の所掌する事務（第5条第2項第3号に掲げる事務を除く。）及び呉市下水道事業場安全衛生委員会	下水道部 下水総務課

	に係る事務	
5	呉市教育委員会事業場総括安全衛生管理者の所掌する事務(第5条第2項第3号に掲げる事務のうち学校保健安全法の適用を受けない者に係る事務を除く。)及び呉市学校給食事業場総括安全衛生管理者の所掌する事務のうち第5条第2項第3号に掲げる事務並びに呉市教育委員会事業場安全衛生委員会に係る事務	教育総務部 教育総務課
6	呉市学校給食事業場総括安全衛生管理者の所掌する事務(第5条第2項第3号に掲げる事務を除く。)及び呉市学校給食事業場安全衛生委員会に係る事務	教育総務部 教育施設課
7	呉市立呉高等学校事業場総括安全衛生管理者の所掌する事務及び呉市立呉高等学校事業場安全衛生委員会に係る事務	呉高等学校